# 高校等の授業料無償化の拡大【検討案】

※ 以下は、大阪府の【検討案】の概要であり、最終的には平成23年2月議会での予算 の議決を経て、方針を確定する予定です。

### I. 検討案の骨子

- ¶ 平成 23 年度から、大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、すでに授業料無償である国公立高校と同様に、私立高校や高等専修学校についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を提供するため、
  - ①所得中位の世帯(年収610万円未満世帯)の生徒まで授業料を無償とし、
  - ②生徒の 70%(年収 800 万円未満世帯)までは保護者負担が 10 万円で収まるように、「私立高校生等授業料支援補助金」(以下「授業料支援補助金」)を大幅に拡充する。
- ¶ これにより、公私間の競争条件を合わせ、<u>切磋琢磨による教育力の向上</u>を促す。 なお、<u>従前の公私協議により公私の受入枠(「7・3枠」)を設定する仕組みは見直し</u>、 生徒の自由な学校選択を保障する観点から、公私トータルで高校進学予定者数を上回 る募集人員を確保する仕組みに変更する。
- ¶ 私立高校への経常費補助金は、「パーヘッド(生徒単価均等)の原則」で配分するように見直す(なお、<u>激変緩和のための経過措置</u>を検討する)。また、「頑張る学校」には特別加算するなど、私立高校等の特色づくり、魅力づくりを促進する。

#### 【目的・ねらい】

- 1. 学校選択の機会の保障と次世代を担う人材の育成
- ▶国は、次世代育成の観点から、国公立高校生の授業料無償化、私立高校生への就学支援制度をスタートさせた。しかし、公・私間の授業料に大きな格差が残り、府内の後期中等教育の4割を私立高校が担っているという実態を踏まえると、大阪の高校生全体に対する「教育の機会均等」という観点からは、十分とはいえない。
- ▶このため、大阪府としては、生徒の7割を対象に、授業料を公立同様の無償化もしくは低額負担化とする大幅な支援の拡充を行なうこととした。あわせて、職業教育機関である高等専修学校の生徒もその対象に加え、「複線型の教育ルート」の確立に努める。

▶これは、後期中等教育の条件整備の役割を担う府県として、全国に例のない手厚い支援策を講じることにより、できるだけ多くの大阪の子ども達に対し、家庭の経済的事情にかかわらず、高校進学段階で自由な学校選択の機会を保障するとともに、次代の大阪の発展を支える中間層人材の育成につなげたいとの考えに基づくものである。

### 2. 切磋琢磨による教育の質の向上

- ▶授業料の面で、公・私間の競争条件がほぼ同一条件になることにより、制度に参画する 各私立学校には、魅力ある教育内容を提供するための努力を促し、学校間の切磋琢磨 による大阪の教育力の全体の底上げをめざす。また、公私の生徒受入れ枠である「7・3 枠」を見直し、子どもたちの進路希望に応えるとともに、特色や魅力づくりのための努力 を重ねる学校に生徒が集まる仕組みとする。
- ▶私・私間についても、経常費補助の配分方法を見直す中で、「建学の精神」に基づく特色ある教育への「パフォーマンス評価」の仕組みを検討し、更なる切磋琢磨を促す。

### 3. 教育投資の拡大

▶我が国では、教育費における公費負担割合が、他のOECD諸国と比較して非常に低い水準にある。こうした状況に対し、府民の理解のもと、大阪が先導して、次代を担う人材育成のための思い切った投資を行なう。

### Ⅱ. 授業料支援補助金の拡充

- 1. 授業料支援補助金の新制度
- (1)補助対象(所得要件)・補助額の拡充【次ページの図を参照】 平成 23 年度新入生から、授業料支援補助金の補助対象・補助額を拡充する。
  - ◇授業料無償化の対象: 年収 610 万円未満世帯までの生徒(生徒カバー率 約50%) ※現行制度では、授業料無償化の対象は年収 350 万円未満世帯の生徒まで。
  - ◇授業料負担が 10 万円: 年収 800 万円未満世帯までの生徒(生徒カバー率 約70%) ※現行制度では、授業料支援補助金の対象は年収 500 万円未満世帯の生徒まで。
  - \*現在、在学中の生徒は、授業料支援補助金の現行制度を適用。
  - \*補助金は、学校の授業料(府が定める「標準授業料」を上限)から国の就学支援金を差し引いた金額を交付。
  - \* 年収はめやすであり、国の就学支援金と整合をとるため、保護者の市町村民税所得割の合算額で所得判定。
- (2)授業料支援補助金の交付対象となる資格条件

以下の条件を有し、所得要件を満たす生徒(平成23年度の新入生から対象)

[条件] ①生徒・保護者が大阪府内に住所を有すること。

- ②知事が指定する「就学支援推進校」に進学すること。
- ③国の就学支援金の交付対象であること。

#### (3) 就学支援推進校

①概要

知事から新たに「就学支援推進校(新制度)」の指定を受けた学校を、平成 23 年度からの新制度の授業料支援補助金の対象校とする。

### ②指定要件

「ア. 授業料が標準授業料以下の学校」または「イ. 授業料が標準授業料を超える場合、補助金の対象となる生徒に対し給付型奨学金等により差額分を負担する学校」。

#### ③標準授業料

<u>授業料支援補助金(新制度)の標準授業料は 58 万円とする。</u>

(特別な事情のある場合を除き、原則として5年間据え置き)。

\*授業料支援補助金(現行制度)の標準授業料は55万円。

#### 4)指定意向調査

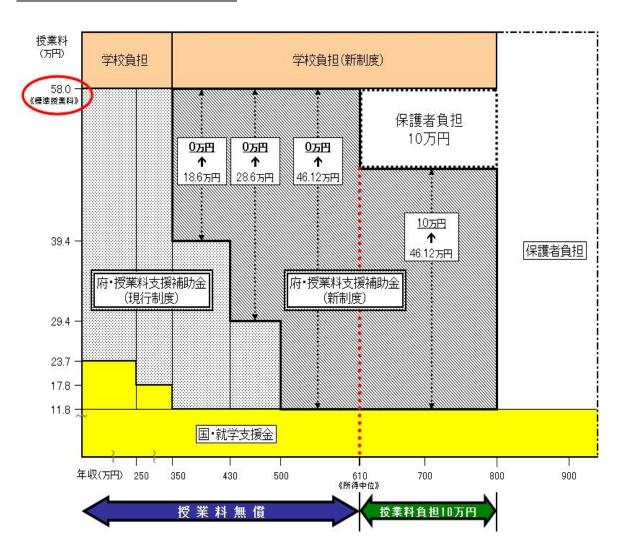
平成22年11月に、改めて新制度(案)の「就学支援推進校」指定意向調査を行う。

#### ⑤留意事項

現行制度の適用を受ける学校が新制度の指定を受けない場合、引き続き、在学中の生徒が卒業するまでの間、学校が差額分負担(年収 350 万円未満世帯の生徒)に協力するときは、在学生には現行制度分の補助金を交付する。

## 「私立高校生等授業料支援補助金」の新制度(案)

# 標準授業料:58 万円の場合



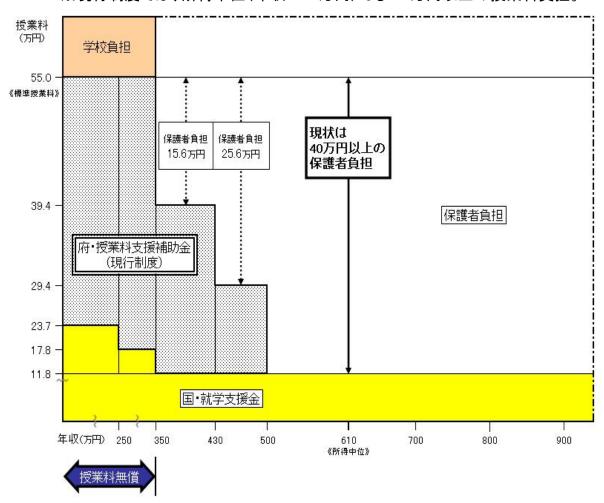
| 年収区分     | 就学支援金(国)  | 授業料支援補助金(府) | 合 計       | 保護者負担     |
|----------|-----------|-------------|-----------|-----------|
| 250 万円未満 | 237,600 円 | 342,400 円   | 580,000 円 | 0円        |
| 350 万円未満 | 178,200 円 | 401,800 円   |           |           |
| 610 万円未満 | 118,800 円 | 461,200 円   |           |           |
| 800 万円未満 |           | 361,200 円   | 480,000 円 | 100,000円  |
| 800 万円以上 |           | 0円          | 118,800 円 | 461,200 円 |

- \*上記は、全日制私立高校、高等専修学校の場合。
- \*補助金は、学校の授業料(府が定める「標準授業料」を上限)から国の就学支援金を差し引いた金額を交付。
- \* 年収はめやすであり、国の就学支援金と整合をとるため、保護者の市町村民税所得割の合算額で所得判定。

# 【参考】「私立高校生等授業料支援補助金」の現行制度

# 標準授業料:55 万円の場合

※現行制度では、所得中位(年収610万円)でも40万円以上の授業料負担。



| 年収区分     | 就学支援金(国)  | 授業料支援補助金(府) | 合 計       | 保護者負担     |
|----------|-----------|-------------|-----------|-----------|
| 250 万円未満 | 237,600 円 | 312,400 円   | 550,000 円 | 0 円       |
| 350 万円未満 | 178,200 円 | 371,800 円   |           |           |
| 430 万円未満 | 118,800 円 | 275,200 円   | 394,000 円 | 156,000 円 |
| 500 万円未満 |           | 175,200 円   | 294,000 円 | 256,000 円 |
| 500 万円以上 |           | 0円          | 118,800 円 | 431,200 円 |

- \*上記は、全日制私立高校、高等専修学校の場合。
- \*補助金は、学校の授業料(府が定める「標準授業料」を上限)から国の就学支援金を差し引いた金額を交付。
- \* 年収はめやすであり、国の就学支援金と整合をとるため、保護者の市町村民税所得割の合算額で所得判定。

### Ⅱ. 公私の切磋琢磨による大阪の教育力向上(「7・3枠」の見直し)

〇授業料支援補助金の拡充により公私間の競争条件を合わせ、公私の切磋琢磨を促し、 大阪の教育力を向上する。(「7·3枠」の見直し)

### 【現行の高校就学対策】

公立中学卒業の府内高校進学予定者数を、公私7対3の割合で割り振り、定員を設定

### 【平成23年度に向けた高校就学対策】

平成 23 年度は生徒流動化の規模が予測困難なため、公立、私立がこれまでの7:3をベースにしつつ、それぞれ募集人員を設定した上で、計画進学率等から算出された府内進学予定者数がすべて受入れ可能であることを、大阪府公私立高等学校連絡協議会(公私協)において確認する。

### Ⅲ. 私立高校への経常費補助金の配分方法の見直し

- 1. 経常費補助金の配分方法の検討(平成 23 年度)
- 〇私立高校の経常費補助金については、授業料水準などの配分基準により、学校間で大きな配分格差が生じている。(21 年度末で 4 倍格差)
- 〇授業料支援補助金の拡充に伴い、私私間の切磋琢磨を促すため、経常費補助金は「パーヘッドの原則」(原則として生徒単価均等)で配分するように見直す。
  - (\*定員超過や財務情報の未開示などのペナルティ要素は除く。)
- ○生徒の就学環境が急激に悪化しないように、きちんと経営改革に取り組む学校には、総額の範囲内で経過措置として削減額の上限を設ける等の激変緩和について検討する。
- ※経常費補助金には国庫補助が含まれており、平成 23 年度の配分方法は国庫補助の内容が定まった後に必要な見直しを行う。
- 2.「頑張る学校」への特別加算(パフォーマンス評価)
- ○配分方法の見直しに合わせ、教育面から様々な分野で大きな成果を挙げた「頑張る学校」に対する経常費補助の特別加算(「パフォーマンス評価」)についても検討する。
- 〇具体的には、平成23年度から、経常費補助金の生徒単価から一定額(例.5千円~1万円程度)を特別加算分として差し引き、教育面で成果を挙げた「頑張る学校」に対しポイントに応じて配分する特別加算方式(パフォーマンス評価)について検討する。
- ○公立と私立が切磋琢磨できるように、公私が連携して評価指標等を検討するとともに、 公私が共通した「頑張る学校」への加算方法分について検討する。

# 今後のスケジュール

## (平成 22 年)

〇11月9日 戦略本部会議

〇11 月 10 日 大阪府公私立高等学校連絡協議会(公私協)

〇11 月中旬 公立・私立高校の募集要項の発表

〇11 月中旬 「就学支援推進校」の意向調査

〇12月 高校、高等専修学校等への進路指導(中学校)

(平成 23 年)

○2月~3月 平成23年度の高校入試

〇3月 府議会で予算の議決を経て方針を確定